

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 長崎県教育方針 第4期長崎県教育振興基本計画 諫早市教育振興基本計画 諫早市教育大綱 各関連法規 各関連条例	教育方針 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の法令及び長崎県教育方針、諫早市教育方針に則り、心身ともに健康で人間性豊かな児童を育成し、未来の担い手としての資質・能力の向上のため教育活動を実践する。
---	--

学校教育目標

互いのよさを認め、自己実現を目指す子どもの育成

目指す学校像

「通いたい学校・通わせたい学校・応援したい学校・働きがいのある学校」

安心・安全で、楽しく通える学校	家庭や地域と連携し、活力ある学校	確かな学力を定着させる学校
-----------------	------------------	---------------

目指す子ども像

ことば・なかまを大切にすること	ねばりづよくがんばる	いきいきと学ぶ
<人格形成として> ・ 自他の命や人権を大切に することができる ・学校や社会のきまりを守ることができる ・正しい言葉づかいをすることができる ・進んで挨拶をすることができる ・時間を守ることができる	<自己を高めることとして> ・ 自分の命を自分で 守ることができる ・ 生活リズムをつくる ことができる ・家族や地域を大切にすることができる ・何事も最後までやり抜くことができる ・進んで体力作りをすることができる	<学力向上として> ・ 活発な話し合い活動 ができる ・言語活動に積極的に取り組むことができる ・自ら本を手に取り、読書することができる ・タブレットを正しく活用できる ・ 宿題をし、自主学習に取り組む ことができる

ことば・なかま・がんばり・いきいき

このような学校・子どもの姿を具現化するための目指す教職員像

授業力や指導力の向上を実践する教職員

人権を重んじる教職員	家庭や地域から信頼される教職員	学び続け、よりよい授業を提供する教職員
○日常的・継続的な人権教育 ・特別支援教育の視点を生かした教育活動 ・機を逃さない生活指導、教育相談 ・教育活動全体を通じた道徳教育 ・いじめをしない、させない、許さない風土作り ○「学び」につながる「活動」 ・学びある特別活動や体験活動 ・次に生かす生活目標の振り返り ・「活動」を目的化しない ○体罰をはじめとした不祥事を自分事としてとらえ、子ども、保護者、地域の信頼を損なわない	○家庭や地域との連携・協力 ・地域を再発見する総合的な学習の時間 ・郷土のよさを共有する地域人材の活用 ・子どもに関する相談体制の整備 ○子どもが学びやすい教育環境の整備 ・安全点検の徹底 ・校舎内外の整理整頓、美化 ・教材備品・消耗品の適切な購入 ○生活習慣・生活態度の向上 ・キャリアパスポートの活用 ・メディアコントロールの啓発 ・時期に応じた保健指導	○校内研究と授業改善の充実 ・学びに向かう力の育成の充実 ・積極的にを行う書く活動 ・各種学力調査結果の分析・活用 ・基礎的基本的な学力の習得と定着 ・各種研修会への参加による自己研鑽 ○学力向上への側面的な取組 ・図書館教育・環境の充実 ・学習規律の徹底及び支持的風土作り ・宿題の出し方の工夫と家庭学習の習慣化 ・情報機器の利活用

家庭・学校・地域が持ち味を発揮し、『小長井町』の子どもたちを育てていきましょう

各ご家庭での取組例	地域の皆様による取組例
○あいさつ、返事、早寝早起き朝ご飯、家庭学習等を通して、お子様の生活習慣を育ててください。 ○お子様の良さを認め、励ましてあげてください。 ○発達段階に応じ、自分で決める場面をもたせてください。 ○情報端末機器の適正な使い方への管理監督をお願いします。	○日常的な見守りと声掛けをお願いします。 ○いつでも、気軽に学校（行事）にお越しください。 ○子どもたちとの交流を通して「ふるさと小長井」の良さや課題を共有させてください。